

序章 特定健康診査等実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来に渡り持続可能なものとしていくために、平成 18 年 6 月に「医療制度改革関連法」が成立しました。平成 20 年 4 月には、この改革の大きな柱の一つである「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、医療保険者に対して、40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられることになりました。

十日町市国民健康保険（以下、「十日町市国保」という。）では、平成 20 年 3 月に、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めた「十日町市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、事業を実施してきました。

本計画は、第 2 期における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第 3 期計画を策定するものです。

なお、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針により策定される「第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）」との計画期間が一致することから、当該保健事業実施計画を一体的に策定します。

2 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

特定健康診査（以下、「特定健診」という。）は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を抽出するために実施します。

特定保健指導は、対象者が自らの生活習慣を振り返り、課題を認識して行動変容するとともに、自らの健康を自己管理し健康的な生活を維持することを通し、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として実施します。

3 計画の性格

この計画は、医療保険者である十日町市が、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づき、特定健康診査等の実施に関する計画として定めるものです。

また、「十日町市総合計画」、「十日町市地域福祉計画」、「健康とおかまち 21」及び「介護保険事業計画」など、関係する各種計画との整合を図っています。

4 計画期間

この計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。

なお、平成 31 年 5 月 1 日以降の元号及び年号については、改元後の元号及び年号に読み替えるものとします。